

# 加賀市立南郷小学校 いじめ防止基本方針

## 1. いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) 定義

#### 法:第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等にあたる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

### (3) 学校としての構え

○チームでの対応（一人で抱え込まずに組織で対応）

○「いじめを見逃さない」

○外部に開かれた「風通しのよい」学校環境づくり

- ・生命、人権を尊重し、差別やいじめを許さない信頼感に満ちた学校を築く。
- ・「いじめは人間として全体に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて児童一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にす  
る教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・すべての教職員が一致団結した組織的な指導体制により、対応する。
- ・小規模校のため、全職員が担任であるという意識を持ち、全校の児童を見守る。
- ・児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応、並  
びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・調査等により、今後も児童の言動を正確に把握する。
- ・いじめが解消したと即断するのではなく、継続して十分な注意を払い、折にふれて必要な指  
導を行い、保護者と連携を図りながらみていく。
- ・外部に開かれた「風通しのよい」学校環境づくりを推進する。

(4) いじめ問題対応図

